



2022年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ポピンズホールディングス
代表者名 代 表 取 締 役 会 長 中村 紀子
(コード番号 7358 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 田中 博文
(TEL. 03-6625-2753)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年 2 月 21 日開催の取締役会において、2022年 3 月 30 日開催予定の当社第 6 回定時株主総会に定時株主総会に、定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 商号の変更の件 (第 1 条)

当社の完全子会社である株式会社ポピンズ (以下、「現ポピンズ」という。) が、2022年 4 月 1 日付で商号を「株式会社ポピンズエデュケア」へ変更するのを機に、1987年の創業以来、当社グループ事業運営の中核を担ってきた現ポピンズの商号である「株式会社ポピンズ」を、持株会社である当社の商号として採用することにいたしました。

この商号変更により、当社を中核としたグループ各社が一丸となって「ポピンズブランド」の価値最大化を図り、さらなる競争力の強化を目指すものであります。なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2022年 4 月 1 日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

(2) 場所の定めのない株主総会の件 (第13条)

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」 (令和 3 年法律第70号) が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会 (いわゆるバーチャルオンリー株主総会) の開催が認められることとなりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第13条第 2 項を追加するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度の件 (第19条)

「会社法の一部を改正する法律」 (令和元年法律第70号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が2022年 9 月 1 日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ポピンズホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Poppins Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年3月に開催し、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。 (新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ポピンズ</u>と称し、英文では、<u>Poppins Corporation</u>と表示する。</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年3月に開催し、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。 ② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をし</u></p>

	<p><u>た株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 第1条（商号）の変更は、2022年4月1日から効力を生じるものとし、本条の規定は、商号変更の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第19条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日

2022年3月30日

(2) 定款変更の効力発生予定日

上記1. (1) 2022年4月1日

上記1. (2) 本総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

上記1. (3) 2022年3月30日

以上